

（午後1時00分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番16、3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）一般質問を行います。

私は、市民は市政の主人公、この立場から、2項目について質問をいたします。

最初の質問は、消費税増税で行政運営と市民の暮らしはどうか、について伺います。

自・公・民3党合意で消費税の増税を決定し、2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げる法案を成立させました。現在、法律どおり実施するか、経済状況を吟味し、来年4月から消費税率を引き上げるのか山場を迎えています。増税計画が法律どおり実施されたら、実に13兆5,000億円もの新たな負担が国民・市民にのしかかり、暮らしをさらに困難にすることを危惧いたします。質問の第一は、このような増税について、当局の認識を伺います。

第二の質問は、消費税の増税で市財政に対する影響について伺います。地方消費税分の増額に対し、全事業に対する材料費の増額、全物品購入費の増額などが考えられ、消費税の増税によって歳入、歳出でどのような変化があるのか。歳出増となるものではありませんか。具体的な答弁を求めます。

第三の質問は、消費税の増税で市民生活への影響について、具体的に伺います。

一つ目の質問は、地域経済に与える影響についてです。市内の業者は中小零細業者が多数です。ある団体の調査では、現在の税率5%

でも、6割の業者は身銭を切って消費税を支払っている現状にあります。これが10%にも引き上げられたら、身銭での納付は困難となり、廃業・倒産するしかないと何人かの方からお聞きをいたしました。当局は、市内業者のこのような実態を把握しているのか伺います。

消費税増税による市民生活への影響の二つ目の質問は、市民の給与所得は十数年下がり続けています。年平均で70万円も減収となっています。年金生活者も受給額は減り続けています。このような状況下、4人家族で年16万円もの新たな負担を強いることは避けるべきと考え、当局の見解を伺います。

第四の質問は、消費税の増税は、橋本市の経済をどん底に陥れ、市財政に負担を求め、市民生活を困難に至らしめると考えます。国に対して、消費税の増税を中止することを強く働きかけていただきたい。いかがですか、伺います。

2項目めの質問は、災害復旧の早期実施についてです。

質問の第一は、基本点で伺います。災害復旧はどのような手順で実施しているのか伺います。

第二の質問は、具体例で問います。昨年の台風・豪雨により、小原田地域で個人宅の畑の法面が倒壊し、大量の土砂が菖蒲谷川に堆積いたしました。近隣の住民は菖蒲谷川の氾濫による二次災害を大変心配をしています。災害発生から1年が経過しても、現状のまま放置されています。とりわけ、二次災害を回避するため、菖蒲谷川の大量の土砂の撤去を早急に実施することを求め、演壇からの質問

といたします。

明快な答弁を期待いたします。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君の質問項目1、消費税増税による行政運営、市民生活への影響に関する質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（北山茂樹君）登壇〕

○総務部長（北山茂樹君）消費税増税についてお答えします。

今日、我が国では消費税増税をめぐり大きな論議が交わされ、連日ニュースに取り上げられています。昨年、民主党・自民党・公明党の3党合意により消費税増税が決定されましたが、実施時期については、景気の動向を見ながら適切に判断していくとなっています。

この消費税増税は、言うまでもなく国民生活に大きな影響を与えるものでありますが、莫大な債務を抱える我が国にとりまして、高齢化社会を支える社会保障制度の安定を図るため、どうしてもその財源が必要となってまいります。

しかし、消費税を引き上げることによって、ようやく上向き始めた景気に水を差すことにもなり、中小企業をはじめとする経済活動に悪影響を及ぼすのではないかと、そして、かえって税収入を落ち込ませるのではないかと、この懸念があります。

このような消費税増税にあたっては、いろいろな角度からさまざまな議論があり、先月末には有識者60人から意見を聴取する「集中点検会合」、いわゆる消費税ヒアリングが政府において開催されました。その結果、来年4月から消費税率を8%に引き上げることに賛成の意見が約7割を占めています。そのほか、意見の中には「実施時期を遅らせるべきだ」とか、「1%ずつ段階的に引き上げるほうが良い」といった提案もあったようですが、いず

れにしても、極めて難しい判断であることに間違いありません。

本市といたしましては、今後、景気対策など活発な経済対策を進めていくことで、労働賃金や年金が上昇し、さらなる福祉の充実と安定が図られ、市民生活にとっても良い影響につながっていくことを期待するものです。

続いて、消費税が増税された場合の市財政に対する影響についてのおたただしですが、現在の消費税率5%では、そのうちの1%分が各自治体に地方消費税交付金として交付され、本市においては約5億円が交付されています。消費税率が8%となった場合は、消費税の1.7%分が各自治体に交付される予定で、概算では、本市には約8億5,000万円が交付される計算になり、差し引き約3億5,000万円の増収と見込まれます。

しかしながら、現行の制度では、地方消費税交付金の75%は普通交付税の基準財政収入額に算定されるため、実質の増収額は25%の9,000万円程度と見込まれます。

一方、歳出予算では、物件費や投資的経費などに消費税の増税分が上乘せされることとなりますが、それとは別に、国は消費税引き上げ分全額を社会保障費の財源にすると公表しており、その一部が社会保障の安定化として、安定財源が確保できていない既存の医療・介護等の社会保障費の財源に充てられることも考えられるため、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金の減少につながることも考えられます。

したがって、現段階では歳出の影響額が把握できない状況であるため、歳入より歳出増となるかどうかの見きわめは難しい状況です。

次に、消費税増税による市民生活に対する本市の認識についてのおたただしですが、議員ご指摘のとおり、消費税の引き上げは市民生

活にさらなる負担を生じ、家計を苦しくするものと考えます。しかし、今日少子高齢化社会を迎え、年々膨らんでいく福祉予算と国の債務、そして、なかなか好転しない我が国の経済財政状況から、何らかの対策を打たなければならないのも事実です。

そこで、「税と社会保障の一体改革」を掲げ、税負担をもって年金や医療の制度充実が持続可能な形で保たれるようにと、財源確保を図るため、この消費税の引き上げが決定された経緯があります。

したがって、この消費税増税を単に家計を圧迫するものと一面的にとらえるのではなく、将来を見据えた社会保障の充実強化という観点も含め、私たちの生活全体の安定という広い視点に立ち、総合的に考えていかなければならないものだと思います。

最後に、市は消費税増税の中止を国に働きかけるように、とのおたただしですが、先ほどもお答えしましたように、この問題は我が国の将来を左右するかもしれない大きな問題であり、その判断は極めて難しいものがあります。そして、この判断は民意を受けた現政権に任せられており、本市は国の決定に従い、そして実現に向けて取り組んでいかなければならないという立場にあります。

本市といたしましては、この将来を見据えた判断が誤りのないものであり、今後、国民生活の安定に資するものであることを切に願います。

○議長（石橋英和君） 経済部長。

〔経済部長（大倉一郎君）登壇〕

○経済部長（大倉一郎君） 消費税増税による市内の中小零細業者への影響についてお答えします。

議員ご質問の消費税立替納税は、国政でも用いられている、消費税を転嫁できないという表現に言い換えさせていただき、お答えし

ます。

平成25年4月付で経済3団体の一つ、日本商工会議所産業政策第一部の税制改正アンケートによると、売上高5,000万円以下の小規模・零細事業者の6割以上が、消費税を転嫁できないと回答された報告が示されています。これに関する国の対策措置として、消費税転嫁対策特別措置法が平成25年10月1日から施行される予定であり、第2章で特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置が明記されています。平成26年4月1日以降に供給する商品または役務について、消費税の転嫁を拒む行為等を禁止し、違反行為を防止または是正するため、公正取引委員会等が大規模小売事業者等の特定事業者に対し、必要な助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表することとなっています。

消費税の増税、実施時期、内容については、安倍総理からも、まだ公に公表されていませんが、消費税の増税に関する対策措置について現在検討されている状況にありますので、今後の動向を注視してまいります。

○議長（石橋英和君） 3番 富岡君、再質問ありますか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君） それでは、順番にといいますか、①から再質問をいたします。

質問の第一でありますけれども、この予定どおり消費税が増税された場合、実は、15年前ですか、3%から5%に消費税が引き上げられたというわけです。このときに何が起こったかといいますと、非常に好調であった経済が、この消費税の増税をきっかけとしてどん底に落ちていくというか、当時は2%の増税だったわけですがけれども、社会保障の、私どもが言う改悪等もあって、たしか9兆円、

国民に負担をかけたわけですけれども、この増税以後、ずっと経済は落ち込んだまま今日まで来ているわけです。

一つ数字を紹介したいのは、私が一番申し上げたいことは、5%に増税した1年前の1996年と、2010年度との税収ですよ。国税や法人税を中心とする税収がどうなったかといいますと、結局、14兆円もの税収減になっているんですよ。これ、一番減になった年度をとってるんですけれども、もちろん、消費税を5%に上げたときに、法人税の減税というのもやったんですが、そうした影響もあるんですけれども、全体としては、5兆円規模の増税を考え2%引き上げた。ところが、そのことによって経済がどんどん、いわゆる景気が悪くなって、結局、法人税とか所得税とかの税収が減っていく。結果的には減収になったということなんです。安倍総理もこの辺を一番気にはしていると思うんですけれども、そういういわば歴史といいますか、あるので、これは、しかも今はそういう景気を回復していない状況の中で、これだけの増税というのは、やはり避けるべきだというふうに思います。

この点、先ほど答弁の中でも総務部長、若干触れられたんですが、こうした実態はご存じでしょうか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）消費税は、一番最初は昭和63年、当時竹下内閣の時代に消費税法が成立しまして、そこから消費税3%ということでスタートいたしまして、その後、平成9年に3%から5%、それは地方消費税分1%も含めて5%になってございます。それから今日ですけれども、野田内閣時に消費税増税を柱とする社会保障・税の一体改革の法案が成立しまして、それに基づいて5から8、さらには10%と引き上げる予定になってござ

います。

今、議員がおただしの、税収増を目的に消費税を導入したんですけども、結果的には減収となっているということのおただしでございますけれども、確かに国の国税の総額の推移だけを見ますと、消費税増税によって国税が減少しているように見えるんですけども、これは決して消費税増税だけが要因ではないと考えております。

一番最初に、平成元年に消費税がはじめて導入された時期といいますのが、ちょうどバブルの絶頂期でございます。当時、消費税3%が導入されましたけれども、その翌年には減収しているかといいますと、決して国税の減収にはなってございません。それから、その翌々年度も減収にはなってございません。大幅な増収となってございます。

その後、バブル経済が崩壊いたしまして、国税が減収してきたということで、国のほうでは消費税を引き上げるという経緯になったんですけども、当時、5%に引き上げた時点では、引き上げるということで、前年度では駆け込み需要というのが当然ありまして、その増税した翌年には、逆にその反動で、国税が減少しているというようなことになっております。平成9年のときには、その5%に引き上げたんですけども、そのときに特別減税の廃止も同時にされてます。それと、ちょうどその時期といいますのが、アジアの通貨危機がございまして、それによりまして非常に日本の経済も深刻な状況に陥ったということで、結果的には国税の総収入額というのが減少となってございます。

それから、その後、平成14年ぐらいには、いざなみ景気、これは皆さんもご存じかと思っておりますけれども、非常に景気回復が緩いというんですか、そんな関係で、豊かさの実感のない好景気というように皆さんが呼ばれたとい

うような景気なんですけども、それから平成19年頃までは、やや、やっぱり回復傾向にありまして、国税の収入も徐々に増えてきております。

そんな矢先に起こったのがリーマンショックです。リーマンショックがあり、これは平成19年にあったんですけど、それから平成23年の東日本大震災、そういうこともございまして、結局、日本経済が低迷しておるということで、現在の国税総額の減少につながっているということだと思っています。

したがいまして、国税総額の減少というのは、決して消費税の増税によって今まで減少しておるのかというたら、そうでもない。やっぱり世界・日本国内の経済情勢、それから震災等々の影響も受けていて、結局は国税が、現在やったら40兆円ぐらいの規模にとどまっておるというようなことだと思います。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは次に、市の財政の影響について伺います。税収云々はちょっと平行線になると思いますので、具体的な点で伺います。

実質収入増としては9,000万円と説明していただいたのかな。通告でも行ってるんですが、例えば、24年度の決算出てますので、この消費税増税3%ということがわかってますので、24年度の決算ベースで、この3%、8%に上がった場合、どれだけの支出増になるかという点はわからないんでしょうか。出してくれてると思うんですが。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）24年決算をもとにという数字はつかんでございませぬ。平成25年度当初予算ベースで、ちょっとお話をさせていただきたいと思ひます。

平成25年度の一般会計の当初予算におきまして、消費税の影響を受ける主な経費という

ことになりますと、一番大きいのはやっぱり物件費でございます。それから、投資的経費です。それから、あと維持補修費等々でございます。それらをあわせますと総額で約50億円になります。単純に50億円の3%分ということで、5%から8%に消費税が引き上げられますと3%が増額になりますので、50億円掛ける3%でございますので、1億5,000万円の新たな支出が必要になるということになるかと思ひます。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）25年度の予算ベースということで前置きしてですが、ということは、9,000万円の収入増で1億5,000万円の支出が増えると、こういうふうに理解していいんでしょうか。消費税増税によって市の財政といいますか、支出は増になるということで理解していいんでしょうか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）単純な計算ではそうなると思ひます。ただし、9,000万円はあくまで地方消費税交付金の分と、それから、普通交付税で引かれる分と差し引きした分が9,000万円ということになるんですけども、当然、普通交付税の算定にあたっては単位費用といひまして、それぞれの単価を計算するのに当然8%の金額を掛けた積算のものと数字というのが当然出てきますので、普通交付税も若干やっぱり伸びてくるであろうと。その分については伸びてくるだろうと思ひますので、今、単純に9,000万円と言ひましたけども、もう少し増収分が増えるのではないかと思ひています。ただ、今の段階では、それははっきり申し上げられませぬので、一応9,000万円として、さらに歳出が1億5,000万円増えますので、議員おただしのおり6,000万円の新たな財政負担が生じるということになるかと思ひます。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）ありがとうございます。

総務部長、財政課長当時、この増える分だけ説明いただいたので、これはちょっと違うんじゃないかということで、この消費税増税による同じ質問で、いろんな自治体が試算しているんですけれども、概ね、やはり消費税増税によって、自治体の財政はいわゆる支出が増えるというふうな計算になっているということですので、理解できました。

次に、橋本市議会でも国土強靱化法制定云々という意見書を出す動きがあるようですけれども、私が心配しているのは、これ、10%に消費税を引き上げて、私どもは反対ですが、収入としては13兆5,000億円ですよ。国土強靱化計画といって、これは自・公・民が、いわば秘密裏に、ある報道によれば秘密裏に計画しておったことが表に出てきてるんです。まだ法律化はされてないんですが、10年間で200兆円ですか、毎年20兆円を国土強靱化と称して投入すると。

これ、先ほど総務部長の答弁では、消費税の増税分は全額社会保障に回すというふうな、とんでもないというか、事実と全く違う答弁だったんです。社会保障制度改革国民会議ですか、あそこがすごい長い文書を出してるんです。それに目を通してみますと、どこを探しても、消費税の増税分でその社会保障にお金が回ってくるというような、見当たらないんですよ。私が数十ページ読んだ範囲では。インターネットでとってみましてね。

後ほど阪本議員も、その一部を質問すると思うんですけれども、例えば介護保険で言えば、要支援ですか、1・2についてはもう介護保険から除外しますとか、あるいは医療で言えば、70歳から74歳までの今現在1割負担で窓口負担で診療を受けているのを、2割に引き上げるとか、そういうことしか書いてな

いんですわ。私どもに言わせれば大改悪ですよ。その消費税分が回ってきて、社会保障が充実するなんてもう、国民会議の報告を読む限りどこにも見当たらないんですが、その点はいかがですか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）今、お話がありましたとおり、安倍内閣は国土強靱化ということで毎年20兆円、10年間で200兆円というような巨大な公共投資をやろうとしてございますけれども、消費税増税を柱とする社会保障それから税の一体改革関連法といいますのが、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することをめざす観点から、消費税の使途が明確化されてます。

具体的に言いますと、5%から10%に引き上げられた場合に、その13兆5,000億円の使い道といたしまして、2兆7,000億円は医療・介護サービスの充実や低所得者対策、待機児童解消などの社会保障の充実に充てると。それから、2兆9,000億円は基礎年金国庫負担を2分の1とするための財源に使うと。それから、7兆円は後世の代への負担のツケ回しの軽減に使うと。それから、8,000億円は消費税引き上げに伴う社会保障支出の増加分に充てられるということで、現在の社会保障制度を守ることで、社会保障の安定化と財政健全化に一定に寄与するものということで、きちっと明文化されておるといってございまして。

ちなみに、国土強靱化の財源ですけども、これは国のほうでは建設国債を発行いたしまして、その財源に充てるということが言われておりまして、決して消費税増税分が国土強靱化のほうの財源に充てられることはないと考えております。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）結局、それは国土強靱化は借金でやるということやろう。そしたら、

13兆5,000億円のうち7兆円を借金に返すという、簡単に言うたらそういうことだと。よくわからんわな。国会ではないので、できるだけ市民の生活との関係で、時間も少し過ぎてきましたので、再質問を進めたいというふうに思います。

③の、特に、この中小零細業者の皆さんの、今、担当部長も6割の業者が、立て替え払いというのは正確でないようです。身銭を切るというたほうが、立て替えだったらどこから消費税分戻ってくるという意味なので、ちょっと訂正します。身銭を切るということやな。腹切りと言ったらちょっと言葉悪いんで、身銭を切って消費税分を払っているわけですよ。

例えば、小売店の皆さんも身銭を切ってしまう場合は、仕入れに消費税分を支払って、お客さんに売るときに消費税分を転嫁できないというケースですよ。例えば、建設業関係ですと、1,000万円の売り上げがあったと。仕入れに700万円と。1,000万円の場合は50万円の消費税がかかるんですけれども、この700万円の仕入れの段階で35万円を支払うと。消費税分ですね。わかりやすく言えば、あと15万円を確定申告の段階で消費税分として支払うと、こうなりますよね。1,050万円元請から工事代金等々を入れてくればいいんですが、それが入ってこない。消費税分を支払ってもらえない。この場合、丸々50万円については下請けの業者が払うと。こういうことになるわけです。

先ほど部長からは、消費税転嫁措置法と、何ておっしゃったんか法律名、この法律で対応するから大丈夫だというふうに、そういう趣旨の答弁されました。これは全く現状を認識されていないから言えることだと思います。答えは簡単やっていうんやしよ。消費税分を払ってくださいと元請に言ったら一発で、も

う仕事はもらえないということです。ほかの業者に仕事をしてもらいます。こういうことになるということなんです、この法律によって身銭払いというか、これ、国税のうちで滞納している税金の50%が消費税なんです。だから、こんな50%という異常に税金が納められないというのは、もう異常なことなので、こうした実態を何とか対策を講じられないものか、この点、伺います。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）中小の零細企業は橋本市内でも非常に多くありますけども、中小零細企業は納入先の大手企業に対しまして、強くものを言える立場ではないというのは議員からお話があったわけですけども、強くものを言える立場であれば、消費税が上がった分も入れて、元請業者、大手企業にお話もできるということになるんですけども、消費税が増税された折には、県や国と緊密な連携を確保しながら、先ほどもお話をさせていただいた消費税転嫁対策特別措置法というのが、平成25年10月1日から施行される予定になっておりますので、そういう消費税の転嫁拒否業者の発見と情報を共有して、国の対策に協力してまいりたいと考えております。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）答弁のとおり、しっかりやってほしいんですが、私が申し上げたいのは、増税によっていわゆる身銭を切らん額が、パーセンテージが上がれば上がるほど、どんどん増えていって、もう今でも限界とおっしゃってますから、倒産あるいは廃業といったところが増えてくることは目に見えてるんです。そのことを強く訴えたいわけです。

次の質問に行きますが、市民生活への影響でありますけれども、この給与所得について、ピーク時から70万円、いわゆる給料所得の皆

さんの年間所得が減っているわけですよ。これは厚生労働省の毎月勤労統計調査というものをやってるんです。その数字です。労働者の年間平均賃金は1997年の446万円、ここがピークでして、どんどん減り続けまして、2012年には377万円、この15年間で約70万円も年間所得が減っている。これは国の調査なんです、こういう状況にあります。

そこで、職員の給与がどうなっているのかと。退職金の場合、ピーク時の、私の認識では概ね3分の1減らされたわな。3分の2になったということは認識しているんですが、いわゆる月々の給与について、ピーク時との比較でどの程度減額になっているのかお尋ねします。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）ピークというのが平成11年度という認識で比較をさせていただきますと、平成24年度と平成11年度の比較で、月額給与にいたしまして約4万4,000円減額というふうになっております。年収に直しますと60万円弱の減額ということになっております。

それから、退職金の件なんですけども、3分の1ぐらい減というふうにおっしゃっていただいたんですけども、退職金のほうはそんなに今のところ減ってはおりません。一応、平成11年度と24年度で280万円程度の減額になっておりますが、公務員の場合、これから、今年度から減額措置が始まりますので、それに基づきますと、平成27年度4月に向けて、3年間で約400万円減額されるという予定にはなっております。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）少し退職金の額は荒っぽかったんかわからんけれども、私はそういう認識をしております。何年後までかの条例改正があったと思うので、あなたの退職のと

きは大丈夫と思うんですが、そういうことも3分の1という表現が非常にわかりやすいんじゃないかと思います。

で、これは年間約60万円だと。市職員は。ピーク時の数字をどこにするかということでしたが、この程度なんでしょうか。いろんな諸手当も含めて、これは計算してくれてますか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）内訳を申し上げますと、一応、給料のほうで3万1,000円、これはあくまでも平均でございますが、手当のほうで1万3,000円ということでございます、それが60万円弱でございますので、平均が70万円でしたら、公務員につきましては、もちろん人事院勧告に基づいて民間給与の調査の中でやっておりますので、減額幅がそんなに大きく違っておることではないというふうに思います。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）市民の暮らしが大変だということの一例として挙げたんですが、公務員の皆さんは、一定、安定した給与ということも言えるんですけども、市民の中にはといますか、年金暮らしですよ、年金暮らし。大分以前ですが、橋本市の国民年金の受給者は、月額平均5万円というふうにいるわけで、こうした生活者に対して消費税というのはやっかいなんですよ。

日本の税制の基本は累進課税とって、要するに少ない所得の人は少ない税金を払って、高額所得の人はたくさんの税金を払うというのが基本になっているんですが、消費税というのは逆進性が強い税制度なんですよ。ですから、所得の低い人ほど税負担が重いという、こういう本来の欠陥というか、持った制度なので、そういう点では、しかも演壇でも申し上げましたが4人家族でとにかく16万円とい

う、10%に上がりますと。こうした負担というのは避けるべきだというふうに考えています。

これ、できればですけども、消費税増税は避けるべきだという、市民生活を非常に窮地に追い込むといえますか、という点で再度伺います。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）消費税増税をできれば避けるべきだというご意見でございますけども、先ほども私も答弁いたしましたとおり、消費税増税は社会保障、それから税の一体改革を進める上で、安定的な財源を確保されるために実施されるものでございます。

近年、少子高齢化がますます進展いたしまして、このまま推移しますと、やがて1人の若者が1人の高齢者を支えるというような時代が、将来確実に到来するという現実を踏まえた場合に、やっぱりできるだけ早く、その社会保障の安定財源を確保しておくというのが必要でございますし、それから、経済成長のいろいろ停滞する中で、社会保障の充実安定化、それから財政の健全化ということを進めていく必要があるかと思えます。消費税は広く国民から徴収するという形になりますので、消費税でなければ、逆に働く世代に負担を多くしていただくということにもなりますので、消費税が一番安定的に、それからすごい高い財源の調達力がございますので、今の段階では、やっぱり消費税を増税するのが一番好ましいと考えてございます。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）かみ合わない質問ですが、私としては、消費税の増税というのは、先ほどからの議論で、橋本市の経済というものを、特に小・零細企業ですね、どんどん倒産に追い込むし、市の財政、これは一致しましたが、影響を与える可能性がある。それ

から、市民の暮らしを困難にするという点では、何もいいことはないと思います。

国策だから口出しはできないということではなしに、やはり市民の立場に立っていただいて、消費税増税中止というのをぜひ訴えていただきたい。いただけそうにないので、要望として、1項目め、終わります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、災害復旧の早期実施に関する質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

〔経済部長（大倉一郎君）登壇〕

○経済部長（大倉一郎君）災害復旧はどのような手順で実施しているかについてお答えします。

農地・農業用施設の災害復旧については、災害申請の採択要件としまして、最大24時間雨量80mm以上、時間雨量概ね20mm以上です。

その降雨により災害が発生すると、まず職員が現地調査を行うとともに、地元区からの報告に基づき、職員が現地確認を行います。

次に、復旧工法の検討及び工事費を算出しまして、災害復旧事業の申請を国に行い、国の査定により工法及び工事費が確定し、工事入札となります。

なお、農地については、現に耕作している田・畑が対象で、面積・勾配により反当り限度額という投資効果の限界値が設定されています。農業用施設では幅員1.2m以上、受益戸数2戸以上の農業用道路及び用・排水路、ため池等が対象となります。

また、農地・農業用施設及び林道の災害復旧については、受益者の方に分担金の負担金額等の確認を行い、同意が得られたら国に災害復旧事業の申請を行い、分担金を前納していただいた後、工事の入札、工事着手となります。

議員おただしの災害復旧については、昨年

6月の集中豪雨による畑の災害で、畑の面積から算出した補助対象限度額の5倍から6倍程度の工事費が必要であり、畑の所有者が負担する分担金の同意が得られず、災害復旧事業の申請は行っていません。

菖蒲谷川に堆積する大量の土砂及びコンクリート片が川の流れを阻害し、氾濫することによる二次災害ですが、河川管理者の伊都振興局建設部に確認を行ったところ、掘り込み河道で流水断面の阻害は3分の1程度であり、対岸及び下流側にある民家は一段高い場所にあることから、二次災害が起こる危険性は低いと考えます。

しかし、崩土等については、起因者に撤去していただくのが原則ですが、流水部分については影響も考えられることから、やむを得ず県で撤去していくと聞いています。それ以外の部分については、起因者に対し撤去するよう継続的に指示しているとのことでした。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君、再質問ありますか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）災害復旧の件でありますけれども、これは県の管轄の事業ということでもありますけれども、担当部長はじめ関係者の皆さんに大変なご苦勞いただいていることに敬意を表します。

先ほどの答弁で、菖蒲谷川に堆積した大量の土砂は撤去するとのことでございます。ありがとうございます。早期の撤去をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君の一般質問は終わりました。

この際、2時15分まで休憩いたします。

（午後1時55分 休憩）